

# 総務文教常任委員会記録

令和5年8月18日

【開催日】 令和5年8月18日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前10時50分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	岡山明
委員	古豊和恵	委員	前田浩司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

建設部長兼大学推進室長	大谷剛士	建設部次長兼大学推進室副室長	高橋雅彦
大学推進室主査	大坪政通	大学推進室主任	尼崎幸太

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	議事係長	山田寿実子
------	------	------	-------

【審査内容】

- 1 所管事務調査 山口東京理科大学について
- 2 その他

---

午前9時30分 開会

---

笹木慶之委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会します。前々回、山口東京理科大学に関連する事項について所管事務調査を行い、執行部にいろいろと課題を申し上げました。ついては、資料を出していただくようになっておりましたので、まず、その資料の説明からお願いします。

大谷建設部長兼大学推進室長 それでは、本日配付しております資料につきま

して簡単に御説明させていただきます。資料の内容につきましては、山口東京理科大学契約事務取扱規程に係るものとしたしまして、当該規程の作成の経緯についての資料、そして、本市の財務規則等との比較についての資料、山口県及び他市公立大学、類似団体の現状と比較についての資料、予定価格50万円以上250万円未満の見積り徴収先及び市内業者及び市外業者との契約数、これは物品購入関係、工事・修繕関係についての資料になります。まず、山口東京理科大学契約事務取扱規程の作成の経緯の資料について御説明したいと思いますので、資料を御覧ください。作成の件につきましては、設立団体の会計基準と、公立大学法人の会計基準が、単式簿記と複式簿記で異なっていることから、大学としましては、設立団体ではなく他の公立大学法人の制度を参考にしたということが記載されています。そして、参考にした公立大学法人といたしましては、当時、山口県内には公立大学法人山口県立大学と、公立大学法人下関市立大学の二つの法人がございました。公立大学法人下関市立大学は文系の学部、山口県立大学は文系と医療系でございしますが、理系の学部があったことから、公立大学法人山口県立大学の規程を参考に作成したと記載されております。なお、参考といたしまして1者の見積りで可とする場合の予定価格を50万円未満とした件につきまして、法人設立当時は、予定価格10万円未満としておりましたが、参考資料として添付されております文部科学省からの通知を受け、研究者等の負担軽減や研究支援業務に関する事務の効率化を図るために見直したということが記載されております。こちらの資料につきましては公立大学法人から提出された資料になります。次に本市の財務規則等との比較について御説明いたしますので資料を御覧ください。随意契約によることができる場合の予定価格を記載しておりますが、市では契約の種類に応じて額を定めており、最高額は130万円未満となっており、山口東京理科大学につきましては250万円未満となっております。この250万円は、先ほど御説明いたしましたが、公立大学法人山口県立大学を参考に定められたものでございます。また、随意契約によろうとするときの見積書の徴収先につきましては、本市、山口東京理科大学とも2者以上と

なっております。続いて、山口県及び他市公立大学、類似団体の現状と比較について御説明いたしますので資料を御覧ください。山口県内の三つの公立大学を記載しております。まず、下関市と公立大学法人下関市立大学について記載しております。下関市は、本市同様、契約の種類に応じ、額を定めており最高額は130万円未満となっており、大学につきましては下関市の最高額である130万円未満と定めています。また、随意契約によろうとするときの見積書の徴収につきましては、下関市、下関市立大学とも2人以上となっております。次に、周南市と公立大学法人周南公立大学でございます。周南市は、本市同様、契約の種類に応じて額を定めており、最高額は130万円未満となっており、周南公立大学につきましては、山口東京理科大学と同様に250万円未満と定めておられます。また、随意契約によろうとするときの見積書の徴収につきましては、周南市、周南公立大学とも2人以上となっております。次に、山口県と公立大学法人山口県立大学でございますが、山口県は契約の種類に応じて額を定めており、最高額は250万円未満となっており、山口県立大学は、山口県の最高額である250万円未満と定められています。また、随意契約によろうとするときの見積書の徴収につきましては、山口県、山口県立大学とも2人以上となっております。続いて、予定価格50万円以上250万円未満の見積り徴収先及び市内業者及び市外業者との契約数、これは物品購入関係、工事・修繕関係についてです、御説明いたしますので資料を御覧ください。まず、物品購入につきましては御説明します。表の記載につきましては、一番左の欄が1件の契約を締結するに当たって何者から見積りを徴収したかの場合について分けてございます。丸Aの欄が、見積り徴収先の市内業者、市外業者の内訳、そしてその右の欄に丸Aのうち市内業者、市外業者と契約した件数となっております。表の見方ですが、例えば、一番左の欄が3者となっている項目につきましては、全て市内業者の項目はゼロとなっておりますので、3社とも全て市内業者から見積書を徴収した契約はないということになります。その下の市内業者2者、市外業者1者の項目は、3者見積りを取ったうち市内業者が2者、市外業者が1者ということになります。こ

のうち50万円以上100万円未満につきましては1件、100万円以上250万円未満で1件、合わせて2件あり、そのうち、市内業者と契約したのが100万円以上250万円未満で1件、市外業者と契約したのが50万円以上100万円未満で1件となっております。また、一番右の表につきましては、実際に見積書を徴収した数を記載しております。これにつきましては、その後の工事・修繕関係も表の見方についてと一緒になります。この表から、市外業者からの見積りの徴収が多いと読み取れると思います。以上が、このたび提出させていただきました資料の説明となりますが、この件に関しまして公立大学法人から、前回の委員会に提出した資料につきまして、修正をされたい旨の申出がありましたので併せて本日御提出しました。修正の内容としましては、前回提出しました資料の(1)の令和4年度の随意契約についてのうち、下の2行になりますが、キ(市内)、それとキ(市外)の件数で、これは、予定価格100万円以上250万円未満の契約の件数のうち、物品購入関係及び工事・修繕関係で見積書を徴したものの市内業者、市外業者の数でございます。前回提出された修正前は、契約の件数、契約伝票件数とされておりましたが、このたびの資料の請求内容から、実際に取得された見積書の数に変更されたとのことでございます。この数値はただいま御説明いたしました見積りを取得した数の集計のうち100万円以上250万円未満の数値と整合しております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 資料の説明が終わりました。それでは委員から質疑を受けたいと思います。最初から順番にいきましょうかね。関連があるから、一括にしましょうか。(発言する者あり)

伊場勇委員 初めに説明があった山口東京理科大学の契約事務取扱規程について、参考にした団体等を示していただきました。その際に、1者の見積りで可とするという場合の予定価格を50万円未満とした経緯について、そもそも10万円未満であったのを50万円に上げたということでした。

これは研究員の負担の軽減等と書いております。平成29年5月10日に変更されたことについては、議会に言わなくてもいいことなんですか。それについてまず一つ確認させてください。

大坪大学推進室主査 この事項については、議会への報告は特に必要ございません。

伊場勇委員 それでは10万円未満から50万円に上げたときの負担軽減等がきちんとできたのかどうか、その辺は何か聞かれていますか。

大坪大学推進室主査 実際にどのような軽減効果があったかというところまではお聞きしておりません。

伊場勇委員 それでは、本市の規定や他市の市立大学等々の兼ね合いのところについてお聞きします。まず随意契約となる部分が250万円未満。この250万円の根拠というものについて、改めて確認させてもらいますが、どこに当たると考えてよろしいでしょうか。

大坪大学推進室主査 山口東京理科大学が参考にされました山口県が250万円未満でしたのでそちらに合わせたものです。

宮本政志副委員長 先ほどの伊場委員の質疑で説明があったように、文部科学省の通知を前提に、大学は金額を10万円から50万円に上げたと思うんですよ。文部科学省は、研究員の負担軽減と、研究支援業務に関する事務の効率化を目的として変更されてもいいですよということです。先ほど伊場委員が、負担軽減は確認したかと質問したことについて、確認していませんという答弁でした。これは担当課としては、確認することはできるんですか。そこまでは介入できませんか。

大谷建設部長兼大学推進室長 こちらにつきましては、大学の実務になります

ので、行政としましては、そこをどうしろとかなかなか言うことはできませんが、どうでしたかという確認をすることは可能だと思います。

宮本政志副委員長 先ほどの伊場委員の質疑は重要と思っています。結局、負担軽減、事務の効率化ということで、文部科学省が出した通達を基に変えたわけです。事務の効率化とか業務の負担軽減について、こうしなさいというのは言えないかもしれませんが、議会としても効果を検証したいので、その辺りは確認して教えていただけたらと思います。

大谷建設部長兼大学推進室長 御指摘がありましたとおり、確認させていただきたいと思います。

岡山明委員 今回頂いた資料で、山口東京理科大学は50万円という金額で、一番高いですね。周南公立大学も山口県立大学も10万円という状況なんですけど、山口東京理科大学の最低金額は高いと思ったんです。ほかの団体に比べて金額的に5倍という状況で、少し下げたらどうかと思いました。事務効率等もあるでしょうけど、その辺について市から要請等はしませんでしたか。それだけ確認します。

大谷建設部長兼大学推進室長 こちらにつきましても、それが法令違反とか、大学の規則に違反しているとかであれば、市としてもこうじゃないですかと申し上げることはできるかと思っています。特に法律上何も問題ないことに対して、行政から「こうしなさい」と言うことはできないと思います。他市の状況につきまして御紹介したいと思いますので、担当から答えます。

大坪大学推進室主査 随意契約の上限額について、私立から公立化した大学について公表されているデータを調べてみました。令和4年度の周南公立大学まで11大学が、私立から公立化しております。そのうち500万円未満とされているのが、公表されているうち、分からなかったものも

ありまして8大学だけ確認できました。500万円未満という設定をされている大学が3大学ございます。これは、設立団体の規則よりも高い設定となります。そして250万円未満とされているのが4大学、こちらは周南公立大学、山口東京理科大学を含めての数字になります。2大学については設立団体と同額ということになっています。130万円未満とされているのが1大学という結果でございました。以上です。

笹木慶之委員長　ほかの8大学についてのまとめについて話がありましたが、何か質疑はございませんか。

伊場勇委員　頂いた資料(2)に移りたいと思いますが、予定価格の50万円以上250万円未満の見積り徴収先及び、市内業者及び、市外業者の契約先についてと、とても分かりやすい資料で大変助かります。物品購入関係そして工事・修繕関係を見ると、明らかに市外業者との契約が多いと思います。工事・修繕関係に関しては、全て市外業者との契約と、全てというのが1社見積りであれば全て市外業者ですね。2者の場合は3件ずつ、でも50%は市外に出ているということでございます。市の随意契約等々の状況と比べて、どのように捉えられますか。この数字の状況についてはどうお考えになるかということです。

大谷建設部長兼大学推進室長　市全体のことは、私どもは把握しておりません。市の基本的な考え方としましては市内業者優先ということがあります。状況としては、大学とは反対に市内業者が圧倒的に多くなっていて、あとは市外業者、市内に業者がいなければ市外業者ということになろうかと思っておりますので、市においては、市内業者が多く占めていると認識しております。

伊場勇委員　令和4年度の資料を出していただいた中で、例年この程度なんですけど、何かお聞きになっていることがあれば教えていただけますか。



大坪大学推進室主査 この件に関して、特に例年御報告いただいているということとはございません。

前田浩司委員 分かりやすい資料を出していただいております。随意契約の件について、山陽小野田市は「なるべく」、これは県立大学の記述と全く同じだと思うんですけども、例えば、下関市立大学については、「2人」、「なるべく」ではなくて「2人」という記述になっております。この辺について、県立大学と一緒にしないといけないということなのか、「2人」としたほうがいいんじゃないか、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

大谷建設部長兼大学推進室長 この「なるべく」という表記ですが、「なるべく」がなくなると、「2人以上の者から見積書を徴さなければならない」となります。ただし書きに書いてありますが、証紙とか切手とか、明らかにもう値段が決まっているものについては、このように定めていても、取るところもないし、価格も変わることもないということがあります。「なるべく2人以上」と定める中で、ただし書きで、こういったことについては2人以上から徴収することは省略できますということが定められていますので、書き方として「なるべく2人以上」とすれば、ただし書きが付くということになるかと思っておりますので、付く、付かないは別として定めてある内容は一緒になるかと思っております。

前田浩司委員 今後また必要に応じて、またその辺の精査もしっかりしていただきたいと思っております。

古豊和恵委員 これは、明らかに市外業者が多いじゃないですか。市外業者でないといけないという理由は何もないわけですよ。技術的に山陽小野田市が劣るとか、市外業者でないといけないというわけではないのに市外業者が多いということですよ。市内業者が手を挙げたくても挙げられない理由もあるのかと思うんですけども、その辺りどうお考えでし

ようか。

大谷建設部長兼大学推進室長 この見積書の徴収につきましては、大学推進室としては、まだそこまで確認できていない状況です。

伊場勇委員 今の質疑については、大学推進室ではなかなか答えられないところがあるのかなと捉えます。提示していただいた文部科学省の資料についている高等教育局国立大学法人支援課の資料の2ページ目のところで、大学法人の性格や規模、コストやリソース等を十分に考慮していただくよう改めてお願いするというところがあります。まさに山口東京理科大学の性格や規模について、出された資料を見ると、このたび課題として挙げられた市内業者、地域貢献というところについては、少し考え方が足りないのかとか、事務取扱がそういった仕組みになっていないのかというところを鑑みております。そこで、一度確認させていただきましても、これは市外業者だったが、市内業者でできなかったのかなど、契約管理の体制が今どの程度できているのかというところについて、答えられる範囲でいいので教えてください。

大谷建設部長兼大学推進室長 お聞きしておりますのが、契約についてはそれぞれの部署でされているということです。それと、大学として、市内業者優先ということが組織として確立されているのかという面もございませう。その見方として、大学が契約をする過程において、市内業者優先という考え方を持っているのかということもあろうかと思っておりますので、その辺につきましては私どもとしてはまだ確認できていない状況です。

岡山明委員 随意契約の数ですよね。プロポーザルで何件か入っているはずですよ。その分け方は掌握していませんか。

大坪大学推進室主査 このたび大学から提出された随意契約の件数の中で、プロポーザルがどれだけあるかということは確認しておりません。

岡山明委員 総務文教常任委員会と産業建設常任委員会にそういう要望が来ているんですよ。プロポーザルの内容の公開も必要だという要望が。

笹木慶之委員長 岡山委員、その部分については今回は違いますよ。

岡山明委員 今の資料の中で、プロポーザルの内訳は分からないと。応募型、指名型がどっちかというその辺も掌握ができないと。市としては、大学の運営ということで、分からないということでした。250万円のうちプロポーザルの契約をするのは幾らなのか。その辺の金額的なラインは、250万円のうち、例えば、200万円超えるとプロポーザルに出すとか、あと指名型にするとか、そういう内訳や規約が大学からは出ていないですか。

笹木慶之委員長 質問が、かなり乖離した部分がありますが答弁できますか。

大谷建設部長兼大学推進室長 これは以前から申し上げておりますが、公立大学法人は市とは別の法人ですので、市と全く同じような制度にしなくてはいけないということはありません。ただ、市が設立して交付金をはじめ、税金が多く投入されている法人になりますので、やはり、地域貢献という考え方は当然必要だと考えておりますし、大学も地域貢献活動については熱心に取り組んでおられると認識しております。ただ、大学の実際の運営に関することにつきましては、大学の運営や諸活動が、議会の議決を経て定めております中期目標の達成に向けて行われている場合につきましては、これについて市が制限をかけることはできないと考えております。それが法令に違反しているとか、大学が定めた規定に違反しているということがあれば、意見等を申し出ることはできると思いますが、それ以外につきましては、公立大学法人が独自の制度の中で、きちんと運営していただければと考えております。

宮本政志副委員長 山口東京理科大学が独自で定めてということに、我々委員会は大きな疑問を持っているから、こうやって所管事務調査で何度もやっているんです。先ほどの古豊委員と伊場委員の質疑は非常に重要でした。古豊委員が先ほど市内業者、市外業者の件で質疑しましたよね。物品にしても工事・修繕関係にしても、担当課から見て、これは十分市内業者でも対応はできると思われているのか。市内業者がなかなか厳しいから実際に市内業者への発注は少ないんだと思われているのか。どういう方向性で見られていますか。

大谷建設部長兼大学推進室長 今回、契約件数を大学から出していただいたわけですが、その一つ一つの契約の内容、工事の内容までは確認しておりませんので、これが本当はもっと市内業者に出せるんじゃないかというのは、今の段階で大学推進室としてお答えすることは難しいかと。ただ、現状を見ると、工事や修繕ということになれば、市の建物でも市内業者優先で発注しておりますので、同様な考え方とすれば、市内業者でも十分に対応できるのではないかと考えております。ただ、工事の種類によってまた違いますし、資料には出ていない50万円未満の件数が9割以上になるんですが、内容までは把握しておらず、ひょっとしたら50万円未満のものについては市内業者が多くなっているかもしれません。この提出された資料を見れば、明らかに市外業者が多い状況となっております。この辺につきましては先ほど言いましたが、内容を確認しておりませんので、実態としてこれが市内業者に出せたのではないかということは把握していない状況になります。

宮本政志副委員長 今部長がおっしゃったことは、実は僕も一緒です。特別な機器で、特殊なものは別にしても、普通の物品や修繕は本市の業者でも十分対応できるんじゃないかと思っていました。それと、先ほど伊場委員が地域貢献ということを質疑の中で言いました。部長からも地域貢献という言葉が出たんですけど、そもそも山口東京理科大学の公立化について、どういったことを目的にされて設立されたのか教えていただけま

すか。

大谷建設部長兼大学推進室長 公立大学に求められているものとしたしましては当然地域の高等教育機関として教育研究活動をし、人材を育成して、その研究成果を地域に還元していくと。その過程の中で、公立大学は、市の税金が大学に入っていきますので、地域貢献をしていただいて地域の発展を推進していただくという役目を持っておられると考えております。高等教育機関としての人材育成、また高度な研究を進めていくという役割と、地域の発展に貢献していただくという、この二つの役割があるかと考えております。

宮本政志副委員長 そうですね。そこで少し疑問があるのが、例えば、人材育成とか、教育環境においてもいろいろな研究とか、理科大はすごく力を入れているというのは分かるんですよ。ただ、市民あるいは地場産業に対して、地域貢献ということが非常に薄れていると思うんです。さっき伊場委員も触れましたけど、市の意向や設立目的にあるように、大学は地域貢献の役目も持っているんですよということについて、大学の職員がそういう自覚や意識をしておられるかどうか、どういう感触を持たれていますか。実際アンケートは取っておられないと思うので、具体的には答えにくいと思いますけど、どのように受け止めていらっしゃるんですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 職員と協議する場が常々ございますが、大学としては地域貢献という認識は非常に強く持っておられます。理事長、学長、事務局長等につきましても、お話しする際には、地域にどうやって貢献していくかということを常々お話をされておりますので、私としては山口東京理科大学は、他の大学よりも地域貢献について熱心に考えておられると認識しております。

笹木慶之委員長 ここで休憩しましょう。15分まで10分間休憩します。

---

午前10時6分 休憩

---

---

午前10時15分 再開

---

笹木慶之委員長 それでは休憩を解いて委員会を再開します。先ほどまでの委員会の中で、提出のあった資料についての説明と質疑を行いました。そのほかございませんか。

伊場勇委員 市内業者と市外業者との契約数等々を見る中で、市の意向というものがどこまで大学側に浸透しているのかなと思います。大学側の状況では、元市職員が組織の中で勤務されております。元市職員はもちろんスタンスは理解されていると思いますが、市の意向は大学側にきちんと浸透されていると思いますか。その辺はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

大谷建設部長兼大学推進室長 市の意向につきましては、この件にだけに限らず、市内業者優先、地域貢献も含めて協議する機会がございますし、大学も、そういった認識を十分持つておられると認識しております。結果として、この資料を見ると、特にこの契約に関しては、市内業者優先という結果になっていないという形が出ております。これについて、必ず市内業者を優先しなさいということは、なかなか市からは言えませんが、設立団体である市としては市内業者優先を十分認識して契約業務を行っておりますので、その辺の考えは伝えていきたいと思います。他の公立大学につきましては、そういった考え方を持つておられるところが大半あると。事情としては、直営の大学が公立化したということで、市内業者優先という考え方がそもそも浸透していたのではないかと思います。ただ、そうは言っても山陽小野田市が設立した公立大学でございます。先ほど伊場委員がおっしゃられたように、市職員のOBが3名ほど行って

いらっしゃいますので、そういったことも、今後は浸透していくのかと思います。今回の御審査の中でも議会としての考えもありますし、市も以前から市内業者優先ということは、大学にもお伝えしておりますので、今回また契機として、大学とお話したいと考えております。

宮本政志副委員長 伊場委員の質疑は重要で、市の元職員が3名ほど理科大に行っておられるということで、皆さん非常に優秀な方が行っておられると私も認識しています。今後浸透していくと思いますと部長はおっしゃいましたが、大学の中で市の方針は伝えられていたはずなんですけど、なかなかこれまで浸透しなかったということについて、何か思い当たる理由があれば教えてください。なかなかお答えしにくいかもしれません。

大谷建設部長兼大学推進室長 そうですね、なかなか答えにくいところでございます。

宮本政志副委員長 県内というよりも全国的に、公立大学に現職の職員が行っているケースについて、データか何かお持ちですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 全部ではありませんが、市立大学の8割程度は、設立団体の職員が、大学に派遣をされているということを調べた結果があります。ただ、これも先ほど申し上げましたが、直営から公立化になっており、一気にプロパーの職員を雇って大学の業務を運営するのは難しいので、その過程の中で、まだ設立団体の職員が残っているということもあろうかと思えます。その割合はだんだん減ってくるかもしれませんが、現状としては8割以上の大学が、設立団体から職員を派遣されているという状況でございます。

宮本政志副委員長 今の御答弁から、8割もそういう大学があるということは、もし現職の職員が行かれて、必要がないという結果が出れば、どんどん下がってきているはずだと思うんですよ。ただ、ここ数年で全部が公立

化したわけではないですから、歴史は長いですよ。やはり現役の職員が公立大学に行くほうが、メリットが大きいから8割も残っていると思うんです。その辺りは答えにくいかもしれませんが、どう思われますか。

大谷建設部長兼大学推進室長 これは人事の話になりますので、私どもが答えにくいということがございます。公立化当初は2人の職員が大学に派遣されておりましたし、それから少し開いてからもう1人派遣されておりました。たしかに、大学の組織の中に現職の職員が入れば大学の様子も分かりますし、市の考え方も伝わりやすくなるのかもしれませんが、先ほども議員がおっしゃられたように、現在市職員のOBで大変優秀な方が行っていらっしゃいますので、その中で、市の考え方はしっかりと浸透していくのではないかと考えております。

岡山明委員 大学としては、内部で随意契約の内容を見るという状況ですね。大学で随意契約について選定委員会のような組織については、私が見る限り事務取扱規程の中には規定されていないんです。250万円マックス近い金額を、どのように組織で決めるのか。もう一つ、大学としては外側から、この金額が妥当か監査や調査する組織はありますか。

笹木慶之委員長 それは監査なのか、それとも仕組み、どちらなんですか。

岡山明委員 例えば、先ほどお話ししたとおり、市職員OBがいるという状況で、同じ組織の中で、担当部署以外の人間がその契約について見られるような体制が組まれているかどうかということです。

笹木慶之委員長 岡山委員、執行体制のことですか。

岡山明委員 そうです。大学事務取扱規程の中にはそういう表現はないですよ。だからその辺が記載されておれば、ダブルチェックができるなど思ったので聞きました。



大谷建設部長兼大学推進室長 執行体制のことになりますので、私どもとしては把握してない状況になります。

笹木慶之委員長 執行体制下でないからね。

岡山明委員 事務取扱規程の中には、そういう表現が入っていないということで、一つの部署で教授が決めたなら、それで250万円で決定するということですか。そうすると、現状としてチェック体制はないということで、部や学科で教授が決めたなら、すんなり250万円出すという体制になっているということですよ。

大谷建設部長兼大学推進室長 これは一部しか出してないんですが、様々な規程がございます。その中で、大学の執行体制の中できちんと確認されておられますし、最終的には監査もございますので、その中で確認されていると認識しております。

笹木慶之委員長 質問の中で、事務取扱規程と事務決裁規程が混乱しているから、答弁が大変難しいと思うけど、その部分ですよ。だから今、部長が言われたように、別の規程等があればということだけど、今の件については、そこまでは規制がないということです。事務取扱規程にそこまでうたえませんか。

前田浩司委員 大学事務取扱規程第20条のところでお伺いしたいんですけども、山口東京理科大学では、50万円以下は見積書の徴収が必要になりますと。山口県立大学を参考にしてということになりますとやっぱり10万円かなと思うんですけども、この部分を変えられているのは何か意図があるんでしょうか。

大谷建設部長兼大学推進室長 こちらにつきましては、当初山口東京理科大学

も10万円でやっておりましたが、先ほどの文部科学省などの通知の中で、事務の軽減や効率化を目的に緩和される中で50万円に引き上げられたということになっております。

笹木慶之委員長 先ほど説明がありましたね。一つだけお尋ねしますが、今の文部科学省の基準といいますか、通達を受け止めるという配慮はいいと思います。ただ、それだけにとどまらずいろいろなことが書いてございますね。大学は、そういったことを全て網羅して運営されていると理解していいんですかね。

大谷建設部長兼大学推進室長 委員長のおっしゃるとおりでございます。

笹木慶之委員長 ほかに質疑はありませんか。（「ありません」）暫時休憩しましょう。執行部は退室されて結構です。

---

午前10時30分 休憩

---

（執行部退室）

---

午前10時40分 再開

---

笹木慶之委員長 それでは休憩を解いて、総務文教常任委員会を再開します。

先ほど、いろいろな角度から質疑が行われました。さて、これから先の方方向性ですが、皆さんの意見をまとめていきたいと思っております。

伊場勇委員 まず、大学の運営に当たっては、大学の交付税が入って議会の議決を経てお金が動いているわけでございます。それに当たっては、やはり市民の大切な税金が大学でも使われていると。その中で、この所管事務調査でいろいろ明らかになってきた事項がたくさんありまして、山口東京理科大学に確認しなければいけないところも出てきたと考えています。事務系予算執行要綱には、原則、山陽小野田市の中で物品を購入してくださいとあるにもかかわらず、今回、それが反映できていないので

はないかというような資料も出てまいりました。大学で、実際にどのような管理、また確認をされていて、どういった考え方の下、予算を執行されているのかというところについて、特に250万円未満のものについて確認する必要があるかなと思います。提案ですが、大学側の権限を持った方に、実際にどういった体制で取扱いをされているのかというところについて確認するべきかなと考えています。以上です。

笹木慶之委員長 ただいま、伊場委員から説明を受けた中で、やはり問題点が見えると。ついては、大学側の管理執行体制を確認する必要があるのではないかと。まとめて言えばそういうことだと思いますけれども、その点について、ほかの委員はどのように思われますか。

岡山明委員 私も、先ほどお話した状況と一緒になんですけど、契約は発注する部署でやっていると。ダブルチェックがされていないような感じがあるということで、部署で200万円、150万円と決定した状況で、もう一つ別の部署でチェックする体制について。大学では、当然260万円、270万円という金額になると、当然その辺の話も出てくるでしょうから、その辺のダブルチェック体制をしっかりと取っていただきたいということです。

笹木慶之委員長 といいますと、岡山委員も執行体制を確認する必要があるということですね。古豊委員はどう思われますか。

古豊和恵委員 私も執行体制をしっかりと見直していただければと思います。

笹木慶之委員長 その方向性でいいということですね。前田委員いかがですか。

前田浩司委員 皆さんと同じように、やっぱりどのような管理をしておられるかということは、本日聞いた内容を下に中身を精査していく必要があるのかなと感じております。

宮本政志副委員長 これまでの所管事務調査で、まず伊場委員から参考人招致の提案がありましたことに関しては私も賛成です。特に、この所管事務調査で私が感じているのは、まず一つ、なぜ市内業者に物品購入なり、工事、修繕なりが生かされていないのか、市内業者優先という前提が全く進んでいないのかというのが大きな疑問として出ました。二つ目は、今、元市職員で本当に優秀な方が3名いらっしゃる。実際に本市の意向がどこまで浸透しているのかということについても大きな疑問があります。それに当たって、全国でいえば8割の公立法人の大学に現職の方が入っているということも所管事務調査で分かりましたので、やはり現職の職員も入っていくべきではないか、現状どうなっているのかということ、この2点が非常に重要だと思いました。これが、山口東京理科大学の総務になるのか、財務になるのかは、大学との調整が必要だと思いますけど、喫緊のうちに参考人として来ていただくという方向性でよいと思います。

伊場勇委員 副委員長がおっしゃるとおりだと思います。執行部は、この管理体制は各部署で行われていると言われましたが、各部署の方々をお呼びするのは合理的ではないと思いますので、誰がふさわしいのか正副委員長で精査していただいて、また大学推進室ともお話しいただいて、適正な方数名に参考人として来ていただきたいと思います。

笹木慶之委員長 いずれにしても、来ていただく方については責任持って発言ができる方でないと来られた意味がありませんから、その辺はよく調整した上で、所期の目的を達成できるように調整していきたいなと思います。全体的な意見として、先ほど来から出ておりますように、執行部から資料も頂いて審査をしたわけですが、なかなか届くところと、届かないところがあって、それについて、現場の声を直接聞いてみたいということで、管理執行体制についての確認を、責任持った方に来ていただいてその辺りを整理したいということですね。ということで方向性は決め

たいと思いますがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、喫緊のうちにということになりますが、できれば早く調整したいと思います。あとは、私と副委員長で調整していきたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）以上で総務文教常任委員会を閉じます。どうも大変お疲れさまでした。

---

午前10時50分 散会

---

令和5年（2023年）8月18日

総務文教常任委員長 笹木 慶之